

全 仏

仏暦2540年5月
(1997年)

NO.428



愛媛玉串料違憲訴訟判決公判に集まった原告支援者
(4月2日 最高裁判所前、関連記事4~5頁)

財団 法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

仏教とマルチメディア研究会開催

去る四月十一日午後二時から、明照会館会議室で、第一回仏教とマルチメディア研究会が開催された。

冒頭に荒川事務総長が、「この研究会は、昨年七月の教化セミナーでの協議を経て、発足することになった。何かを決定するのではなく、仏教界がマルチメディアをどう利用し



仏教とマルチメディア研究会(4月11日 於 明照会館)

ていくか、共同で研究し、その可能性を探ることを目的にしている」と挨拶した。

つづいて、座長に豊山派の田代弘興師を選び、協議に移った。最初に各宗派から、マルチメディアの利用状況が報告され、それに対する質疑応答が行われた。その中では、特にインターネットに関して、既にホームページを開いている宗派へ、運営していく上でのトラブルや問題点を問うものが多かった。なお、今回はCSTVについて、専門家を招いて研究を行うことになった。

仏教とマルチメディア研究会委員

- 竹内 弘道 (曹洞宗)
- 岡 龍鳳 (浄土真宗本願寺派)
- 木島 孝章 (真宗大谷派)
- 古庄 良源 (浄土宗)
- 長谷川義彰 (日蓮宗)
- 山口 文章 (高野山真言宗)
- 土井 克彦 (臨済宗妙心寺派)
- 志井 圓定 (天台宗)
- 青木 弘全 (真言宗智山派)
- 田代 弘興 (真言宗豊山派)

仏旗・バッチ

頒布御案内

- 大仏旗 たて一四〇cm×よこ二一〇cm 三三、〇〇〇円
- 中仏旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 一八、〇〇〇円
- 小仏旗 たて七〇cm×よこ一〇〇cm 九、三〇〇円
- 手旗 たて三五cm×よこ五〇cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて九〇cm×よこ一三五cm 七、四〇〇円
- 仏旗バッチ 二cm×四・五cm 五〇〇円
- 法輪バッチ 直径一cm 一、〇〇〇円

全日本仏教会財務部

お申し込み

電話 〇三―三四三七―九二七五
 FAX 〇三―三四三七―三二六〇

カトリック・バチカン諸宗教対話評議会より

花まつりを祝うメッセージ

四月八日の釈尊降誕会（花まつり）に際し、全日本仏教会、白幡憲佑理事長宛に、田中健一カトリック京都司教を通じて、カトリック・バチカン諸宗教対話評議会会長官、アリンゼ枢機卿から、「キリスト教と仏教は許しと同情の共同体」と題し、平和を願うメッセージが届けられた。

※ ※ ※
一九九七年四月付け
バチカン司教評議会からの書簡

《キリスト教と仏教は許しと同情の共同体》

一、宗教間の対話促進のための司教評議会委員長として日本において毎年四月八日に釈迦牟尼仏陀の誕生を祝うために催される灌仏会、花祭りに際して心よりお祝いの言葉を述べられることを幸いに思います。

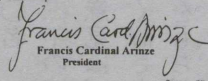
二、このお祭りはキリスト教徒にとって隣人や友人の仏教徒と祝福の言葉を交わす良い機会であり、これによって

PONTIFICIUM CONSILIUM
PRO
DIALOGO INTER RELIGIONES
00120 CITTÀ DEL VATICANO

April 1997

Christians and Buddhists:
Communities of Forgiveness and Compassion

- It gives me great pleasure, as President of the Pontifical Council for Interreligious Dialogue, to present to you once again my heartfelt greetings on the occasion of *Kanbutsue* or *Hanamatsuri*, the feast which, in Japan every year, commemorates the Nativity of Sakayamuni Buddha on 8th April.
- This feast offers an opportunity for Christians to visit their Buddhist neighbours and friends to exchange greetings, and this helps to strengthen bonds of friendship that already exist and to create new ones. This annual message thus becomes like a bridge between Buddhists and Christians which is constantly being built and consolidated. I thank God for this and pray, on my part, that the relations between Christians and Buddhists may continue to grow stronger.
- In three years time people all over the world will be celebrating the coming of a new millennium. For Christians the Great Jubilee of the Year 2000 will commemorate the Birth of Jesus Christ. For us, as Pope John Paul II has said, "this time of expectation is a time of reflection, inviting us to make an assessment, as it were, of mankind's journey in the sight of God, the Lord of history". Echoing this call of His Holiness, I would like to invite Buddhists and Christians to set out together on a true *pilgrimage of peace*. Starting from the concrete situation in which we find ourselves, let us *seek peace along the paths of forgiveness* by drawing upon the genuine patrimony of our religious traditions.
- Time and again the *Dhammapada* reminds us of Buddha's words which are inspired by the logic of non-violence, compassion and love. He says, "*Among those who hate, blessed are we who live without hatred, in the midst of people who hate, we remain free from hatred*" (Dh. 197), and again, "*the winner engenders hatred and the loser dwells in distress; peaceful man rests tranquil abandoning simultaneously both winning and losing*" (Dh. 201).
- Amidst the situations in our world marked by revenge, violent hatred and destructive wars we need to encourage people to ask and grant forgiveness because it is by its nature liberating. "Forgiveness, in its truest and highest form, is a free act of love. But precisely because it is an act of love, it has its own intrinsic demands: the first of which is *respect for the truth*... Where lies and falsehood are sown, there suspicion and division flourish... Another essential requisite for forgiveness and reconciliation is *justice*. There is no contradiction between forgiveness and justice. *Forgiveness neither eliminates nor lessens the need for the reparation* which justice requires, but seeks to integrate individuals and groups into society, and States into the community of Nations" (Pope John Paul II, *Message for the World Day of Peace*, 1 January 1997). Could we who belong to the Buddhist and Christian communities not meet more often in order to remind our respective members of the important contribution all are called to make to world peace by becoming people of compassion and forgiveness?
- While extending to you, on behalf of the Catholics in the world, cordial wishes of peace and joy, I renew the expression of my friendship.


Francis Cardinal Arinze
President

Address: Pontificium - Postal Address:
00120 CITTÀ DEL VATICANO
Tel. 06/67821 - 686366
FAX 06/68648

Bureau - Office:
VIA DELL'ERBA, 1 - 00187 ROMA

での友情を一層強化し、また新しい友情を育むことができます。

この一年に一度のお祝いのメッセージが仏教徒とキリスト教徒の交流に役立ち常に強化されることを祈ります。このような機会を得られることに對して神に感謝し、私自身としてキリスト教徒と仏教徒の間の絆が太く育つことを祈ります。

三、今から三年後には世界中の人々が新しい千年の始まりを祝います。キリスト教徒にとって西暦二〇〇〇年の祝典はイエス・キリストの誕生を祝うものです。

私たちキリスト教徒にとっては、ローマ法王ヨハネ・パウロ二世が述べられたように、「この将来への期待に満ちた時期こそまた反省のための好機であり、神の目から見ての人類の旅を評価し直す時期と言えます。」法王のこのお言葉を念頭において、私は仏教徒とキリスト教徒がともに本當の「平和へ向かっての巡礼の旅」に出発すべきだと思います。現在私たちがおかれている現実の状況から出発して、両宗教の基本的な伝統に基づいて「互いに許し合う心をもって平和への道を探りたい」と思います。

四、法句経では非暴力、哀れみ、そして愛情の哲学に基づく仏陀の教えが繰り返して説かれています。「憎しみの満ち溢れた世界で、憎しみを抱かずに生きることは幸せです。憎しみあう人々の中で、私たちは憎悪とは無縁です。（法句経一九七）」そして、さらに次のように続けられています。「勝者は憎悪を引き起こし、敗者は苦痛から逃れられません。平和な人は勝利も敗北も同時に棄てて心の安らぎを得ます。（法句経二〇一）」

五、復讐、強い憎しみ、破壊的な戦争に操られた今の世界で、私たちは人々に許しを乞い許しを与えるように勧める必要があります。許すことは本質的に自由につながることです。「真の最も崇高な許しとは、愛の自然な姿なのです。しかし、形を変えた愛であるからこそ、その中に本質的に潜む条件があります。その第一は真実を尊ぶことです。うそやだましがあれば、そこには疑念と分裂がはびこります。許しと和解のもう一つの本質的な部分とは正義です。許しと正義は互いに矛盾する概念ではありません。許すことは、正義が要求する償いの必要性を無視するものでも減じるものでもありません。むしろ、個人と個人のグループを地域社会に統合し、国家を国際社会に統合するものです。（ローマ法王ヨハネ・パウロ二世の一九九七年一月一日の「世界平和の日のメッセージ」）仏教とキリスト教の世界に住む私たちはもっと頻繁に交流してお互いに同情と許しを説くことにより、世界平和の達成に必要な貢献をする努力をすべきではないでしょうか。

六、私は世界中のカトリック教徒に代わって平和と喜びのメッセージをお届けするとともに改めて友情を誓いたいと思います。

バチカン諸宗教対話評議会会長官
枢機卿
フランシス・カーティナル・アリンゼ

愛媛玉串料訴訟最高裁判決が意味するもの

弁護士 羽生雅則

一、はじめに

公金支出 昭和五六年から六一年にかけて、愛媛県は靖国神社または県護国神社が各神社の境内において挙行した例大祭、みたま祭または慰霊大祭に際して、玉串料、献灯料または供物料を奉納するため、二二回にわたり各五千円ないし一万円(合計一六万六千円)を県の公金から支出した。

訴訟 愛媛県民(真宗大谷派住職ら二四名)が知事らに対し地方自治法二四二条の二の住民訴訟を提起し、一審の松山地裁は公金の返還を認める違憲判決を言い渡した。

二審の高松高裁は、一審判決を覆す合憲判決を言い渡した。

最高裁は、審理を大法廷に回付したうえ、本年四月二日、一三対二の圧倒的な多数意見で、公金支出は憲法が禁止した宗教的活動に当たるとして違憲判決を言い渡した。

二、最高裁の判決理由

違憲とする裁判官は一三名だが、その理由

づけは次のとおり分類できる。

目的・効果基準を厳格に適用する方向での

踏襲 一〇名

昭和五二年の津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決の多数意見は、国家が宗教と関わりをもつことを全く許さないものではなく、目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉になるような、宗教との関わり合いをもつ行為かどうかという、いわゆる目的効果基準を採用し、その後二〇年間にわたり政教分離をめぐる数々の裁判に大きな影響を与えてきた。

本件多数意見でも、一〇名の裁判官がこの目的効果基準を踏襲している。

しかし、「神社自体がその境内において挙行する恒例の重要な祭祀に際して玉串料等を奉納することは、時代の推移によって既にその宗教的意義が希薄化し、慣習化した社会的儀礼にすぎないものとなっている」とまでは到底いふことができません。「県が他の宗教団体の挙行する同種の儀式に対して同様の支出をした」という事実がうかがわれないのであって、

県が特定の宗教団体との間にのみ意識的に特別のかかわり合いを持ったことを否定することができない」「一般人に対して、県が当該特定の宗教団体を特別に支援しており、それらの宗教団体が他の宗教団体とは異なる特別のものであるとの印象を与え」「玉串料等の奉納に儀礼的な意味合いがあることも否定できないが、憲法制定の経緯に照らせば」「憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に当たり」「八九条の禁止する公金の支出に当たり」「八九条の禁止する公金の支出に当たり」などと判示しているとおり、目的効果基準の具体的適用について、国家の宗教とのかかわり合いの許容範囲を厳格に限定していることが明らかである。

裁判官二名の補足意見

大野正男裁判官は、右多数意見を補足して、「本件支出は、……その対象が靖国神社等の最も重要な祭祀で……直接的に特定宗教団体の宗教儀式そのものへの賛助を目的としている」「憲法が政教分離規定を設けた経緯及び趣旨に照らせば二〇条三項、八九条は公的機関に対し強い規範性を有するものである」と判示する。

また、福田博裁判官も「政教分離の原則が目指す国の非宗教性や宗教的中立性の理念は神道を含むあらゆる宗教について等しく当てはまることを常に念頭に置き、国のかかわり

を認めることにつき基本的に慎重な態度で臨むことが重要である。」と判示する。

憲法八九条には目的効果基準不要 一名

園部逸夫裁判官は、「本件支出は靖国神社または護国神社の使用のため支出したもの」「八九条違反に目的効果基準を適用する必要はなく、二〇条三項は判断する必要はない」と判示する。

国家と宗教の完全な分離 二名

高橋久子裁判官は「特定宗教と関係のある私立学校への助成、文化財である神社、仏像等の維持保存のための宗教団体に対する補助、刑務所等における教誨活動等は」「平等の原則からいって」すべての（宗教）団体を同様に取り扱うことが当然要請されるものであり「国家と宗教との完全な分離を貫くことの妨げと」はならない、と判示する。

尾崎行信裁判官は「いかなる宗教的活動をも禁止するとの文言を素直に読めば、宗教とのかかわり合いを持つ行為はすべて禁止されている」「本件は、分離が実際上不可能な場合に当たらず、またこれがなければ社会生活上不合理な結果を招来する」という例外的事情はない、と判示する。

合憲とする裁判官の反対意見 二名

三好達哉裁判官と可部恒雄裁判官は、玉串料奉納の宗教的意義は減殺されて、金額からも

社会的儀礼の範囲内にある、と判示し合憲とした。

二、厳格な政教分離原則の指針

二〇年前の津地鎮祭判決で示された目的効果基準は、あいまいで明確性を欠くものであったが、本判決によってその欠陥がかなり是正され、厳格な適用・運用への指針たり得るものになったと思われる。それは、多数意見として前記のとおり宗教的意義と社会的儀礼についての意識・評価が厳格に限定的に認定されていること、規範性や中立性を強調する補足意見が付されていること、さらには完全分離ともいえる意見さえ存することなどからである。

このような多方面にわたる意見による、圧倒的な多数意見は、判例としての安定性も高いものと思われる。

四、公式参拝との関係

全日本仏教会は、昭和六〇年以降毎年八月内閣総理大臣に対し「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝中止の要請」をしている。

その要請文中の「信教の自由、政教分離原則の憲法の規定こそ、今日の平和な日本の礎となっている」「戦没者の追悼は、各御遺族がそれぞれに真実と仰ぐ宗教によってなされ

べきものである」との文言は、前記多数意見の趣意（特に補足意見）に照応しているものと思われる。

靖国神社の境内における恒例の重要な祭祀である点を重視した本判決からも、同神社本殿における公式参拝も許されることが明確になったと思う。

五、おわりに

政教分離原則を厳格に運用すべきなのは、国家と宗教が対立し、敵対するものだからではなく、むしろ民主主義社会の成熟のためには、お互いにその役割、聖と俗の価値を尊重し合う好意的で友好的な関係を保つことが必要だからなのであって、そのために「国家は宗教の介入を受けず、また、宗教に介入すべきではない」のである。

国及びその機関が本判決の示した政教分離原則を厳格に遵守しなければならぬのは当然であるが、同時に宗教（教団・教会）の側も、自らの役割を自覚し、多数意見にこめられた正しい政教分離原則を確かなものにしていく責務を担っている。

（文中、意見にわたる部分は私の個人的見解です。）

「六曜」迷信と部落差別を考える

熊本学園大学・熊本県部落解放研究会

羽江忠彦

四月九日、大阪府同和地区総合福祉センターにおいて、社団法人部落解放研究所人権・啓発部門四部会（企業・啓発・文化創造・宗教）合同例会が開催された。その中で、熊本学園大学・熊本県部落解放研究会の羽江忠彦氏が、『「六曜」迷信と部落差別を考える』という題で報告をされた。以下その内容をご紹介します。

（文責・社会部）

※ ※ ※

最近の雑誌に「教会の式でも選ぶ大安日」という川柳が掲載されていた。これはキリスト教会での結婚式でも、大安の日を選んでしまう日本人の意識を題材にしている。

六曜（先勝、友引、先負、仏滅、大安、赤口）による占いは迷信であるにもかかわらず、これを僧侶の人たちなどが用いることで、あたかも宗教的な行為であるかのような印象を、一般に与えてしまっている。

また、企業などが配布する手帳の中にも六曜のないものを見つげ出す方が難しい。これ

は企業の担当者が、六曜迷信と人権、差別の問題との関係に気がついていないことによる。

太陽暦では、六曜の配列は複雑に見えるが、明治以前の旧暦に六曜が配されているのを見ると、単純な配置、約束事であるのが分かる。

現在の六曜は江戸末から明治の初めころに成立したもので、中国から室町期に渡来したものと似ても似つかないものになっている。

六曜が旧暦のこよみに記載されるようになったのは江戸末であって、それ以前はなかったと考えている研究者が多い。また六曜めぐり方もそれぞれの時代によって変わっていて、明治以降独特のものになっている。また中国では、占いと考えられていない。

つまり中国から取り入れられ、しばらく放置されて忘れられていたものが、江戸末から日本の前近代の歴史の動きの中で、先行きの見えない社会心理が蔓延し、人々の不安がつのる中で、その不安をエネルギーにして、今のような形の六曜になったのではないかと私

は考える。アイデアは中国から頂いたものにして、日本独自のものだといえる。

では、どうして六曜が人権問題や部落差別問題と関わりを持つのだろうか。

ものごとを正確に認識するという以前に、それを価値あるものとして正当化するという、六曜を支えている根拠と、部落差別、女性差別、在日韓国人朝鮮人差別などを支えている根拠はつながっていると私は思う。

現在私たちが使っている暦はグレゴリオ暦で、これは天文学によって合理的に考えられるもの。つまり人間の生活から離れた宇宙の自然法則を暦として写し取っているのにすぎない。また旧暦も農業などを営む人々にとつては役に立つことが多い。しかし、こうした暦に対して、この日は仏滅、大安と区別をつけるのは、私たちが差別という形で偏見のレツテルを人に張り付けるのと一緒ではないか。

ゆがんだ見方でマイナスの評価をして、否定的な態度や感情を形成するのを偏見という。つまり偏見とは物ごとの正確な判断に先駆けて、あらかじめ作った判断、イメージである。

例えば大学の先生だから勉強が好きだろうと思うようなもので、一つや二つの事実で全体を判断するのは偏見であり、買ひ被りである。そして私たちの社会は買ひ被りを許してしまっていて、いつでも偏見にとらわれてし



い。」といった市民意識がようやく定着するに至っているのが現状である。

「関係ないけど、差別はいけないことなのでしない。」この意識は、「江戸時代のことを掘り返して、子どもたちに知らせるから差別事件が起きるのではないか」という質問を地域集会などで生み出すことになる。また、被差別部落の近代における成立の詳しい歴史とか、明治以降の部落差別の歴史も知る必要がないと考えるようになる。

私たちはこれまで身元調査をやめようとしてきた。しかし、差別はいけないと考える人でも、自分の娘さんが結婚する時に、相手の身元を調べる人は多い。

また、我が子が仏滅の日曜日に結婚式をしようとした時、多くの親はやめるように説得する。子どもが六曜なんて他愛のないものだといっても聞いてもらえない。まして、忌み事だと更に六曜に従おうとする。

このように、六曜に従って婚礼や葬儀を行うのは慣習になっている。それと同じように部落差別も慣習化しているのである。

法律の上では部落の人を差別する制度はない。しかしなぜ差別がなくならないのかというと、明治維新以来、一九六五年に至るまで部落差別をなくすための政策がとられてこなかった結果だと思ふ。

法制度的に存在しえないものが社会的に存在してきたというのは、法律でない習俗的な側面をもって、部落の人と非部落の人の関係を、ずっと維持してきた、私たちの行動の仕方、まさに文化の問題だと思ふ。

これは、男性と女性の関係にしてもそうで、女性を差別するという法制度がなくても、私たち男性は女性を差別してきた。

部落差別も女性差別も、差別を撤廃するための国家の政策が、不十分にしか遂行されていないことをこにして、私たちが慣習的に温存してきたということになる。

偏見から免れない私たちが、偏見をどうするかという所で、部落差別、女性差別などと六曜の問題は通底しているのである。

迷信は時代遅れの古くさいもの。しかし、これまで迷信を取り除く際には、合理化とか科学化という点からなされたのであって、そこでは人権が正面に立つことはなかった。

その点で、人権という立場から私たちの生活のあり方というものを点検していこう、そして変えるべきものは変えて行こうという運動は、一九七五年の福岡の井本麟之氏の、『六曜』迷信論が最初ではないかと思っている。

井本氏の意を私が広げて行くという気持ちで、今回、お話をさせていただいた。

まっついで。

私たちは、部落差別をはじめとする様々な差別の問題を、他人ごとではなく自分の問題として捉えて欲しいと訴えてきた。

差別はしなれば良いのではなく、なくさなければならぬのである。しかし、「私は被差別部落民ではないけれど、差別はいけないことなので、そういう人たちを差別しな

比叡山 高野山 名宝展

天台宗・比叡山延暦寺と高野山真言宗・本山金剛峯寺による合同名宝展が、このたび東京と奈良で開催される。

ともに一二〇〇有余年の歴史を持つ両山が、こうした催しを合同で持つのは初めてのこと。今回は国宝二七件を含む、総数一五七件、二六一点もの宝物が展示される。天台宗からは恵心僧都の往生要集による聖衆来迎寺の国宝「十界図」や、青蓮院の国宝

「青不動」などが。また、高野山からは重文「孔雀明王像」や、弘法大師が留学先の中国から持ち帰った、国宝「諸尊仏龕」など貴重なものが数多く含まれている。

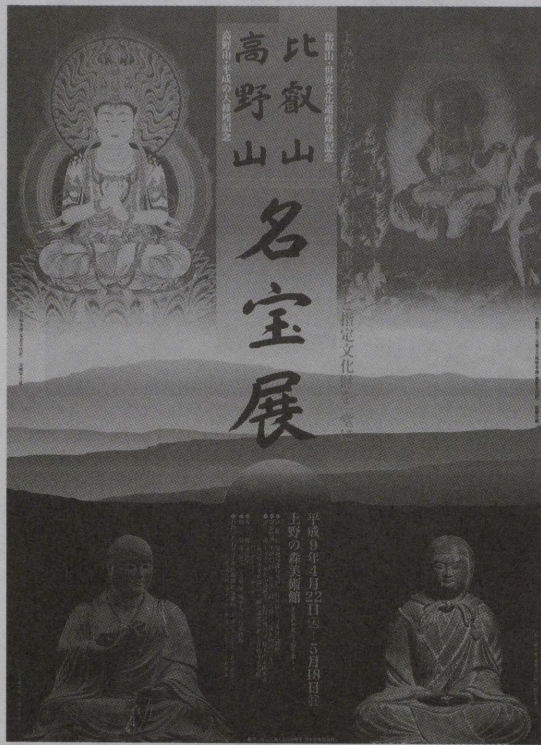
東京会場

期間：四月二二日（火）～五月十八日（日）
会場：東京都台東区・上野の森美術館
休館：毎週月曜日・五月六日
（五月五日は開館します）

料金：（ ）内は前売り、団体割引料金

- 一般 一、五〇〇円（一、三〇〇円）
- 大・高生 一、二〇〇円（一、〇〇〇円）
- 中・小生 八〇〇円（ 六〇〇円）

奈良会場



期間：五月二七日（火）～六月二九日（日）

会場：奈良市・奈良県立美術館

休館：毎週月曜日

料金：（ ）内は前売り、団体割引料金

- 一般 一、三〇〇円（一、一〇〇円）
- 大・高生 一、〇〇〇円（ 八〇〇円）
- 中・小生 六〇〇円（ 四〇〇円）

事務局録事

—四月—

- 三日 局内会議
- 七日 局内会議
- 九日 部落解放研究所合同例会出席
- 十日 業・旃陀羅問題に関する研究会
法律相談室
- 十一日 仏教とマルチメディア研究会
- 十七日 局内会議
- 二十三日 同和委員会
- 二十四日 日宗連理事会・参議会
- 二十五日 法律相談室
- 二十八日 同宗連総会出席
局内会議

哀 悼

吉岡棟一師（元全仏評議員）

三月三十一日、八十二歳で遷化

福島県仏教会元会長